# 食品表示一元化検討会 意見書

迫 和子

論点5について、たたき台に基づき次のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

### 1 義務化について

## (1) 栄養表示の義務化について

栄養表示基準は、事業者が任意で栄養表示を行おうとするときに、健康増進法に基づく栄養表示基準に則って表示しなければならないと定めているもので、国民の健康増進を目指した施策の一環である。

超高齢社会を迎え、高血圧症者が4000万人、糖尿病者が2200万人を数え、まさに国民病といっても過言ではない状況が続いているなかで、これらの疾病は、栄養補給のあり方がその発症・進行・重篤化・早世等に大きく影響することから、エネルギーや食塩の摂取等、日々の栄養・食生活の管理が重要となる。

そこで、栄養表示は消費者の安全確保のための中長期的健康リスク回避を主眼とし、 有病者にとっては中期的な健康リスク、健康者にとっては長期的な健康リスク回避策と して位置づけることが必要と考えている。

日本の教育課程においては、学校給食を通じて生鮮食品を中心とした栄養教育がなされ、その結果として栄養に関する知識レベルは世界に比しても高位にあることはいうまでもない。しかしながら、加工食品にあってはその製造技術等の進化により、事業者からの情報提供を通じて以外に、その熱量および栄養成分(以下、「栄養成分等」)を知ることは不可能に近い。

そのため、栄養成分等を有する食品については、できる限りその表示を義務付ける ことが必要ではないか。

#### (2) 中小事業者への配慮

健康リスク回避情報として、確実に栄養表示の増えることが必要なことはいうまでもないが、その一方で、中小事業者に対する十分な配慮を行うことは重要な視点である。このとき、表示根拠を分析値に求めるのか、計算値に求めるのか、これを十分議論することが必要である。

食品の栄養成分等には、旬であらわされる季節、産地、銘柄、育成技術、生育環境、 個体差等とさまざまな変動要因がある。その一時期を切り取って分析しても通年のデータとはなりえないし、分析値に基づく表示を行うには複数回の分析を行い、その変動幅を確認しなければならない。このため、中小規模事業者には特にその負担感は大きい。 一方、計算値は分析値と比べると誤差が大であるという意見を聞く。

計算の根拠としているものは「日本食品標準成分表」であり、文部科学省 科学技術・ 学術審議会資源調査分科会が調査・公表しているもので、昭和25年に公表されて以降、 食品に関する基礎データとして提供され、何度も改訂あるいは追加されている。

その成分値は、前述の変動要因に十分配慮しながら、分析値、文献値等から1食品 1標準成分値として示しているもので、これは年間を通じて普通に摂取する場合の全国 的な平均値という概念で求めた値である。

日本食品標準成分表は、栄養・食料施策、栄養指導に活用されるだけでなく、保健・ 福祉・医療施策の根拠として使われている信頼度の高いものである。

そこで、栄養表示の義務化にあたっては、分析値を推奨しつつも、実行可能性という 観点から計算値も選択できることとしてはどうか。

計算値であれば中小事業者であっても栄養表示は可能である。なぜなら、およそいかなる事業者であっても食品製造にあたって、レシピ、配合割合を持たないということはありえないからである。

また、たとえ中小事業者を義務対象から除外したとしても、消費者の大手志向の選択も考えられ、結果として除外事業者であっても栄養表示をせざるを得なくなるであろう。 それであれば、事業所規模による除外規定を設けるよりも、当初から分析値または計算値の選択による表示を義務化するほうが、中小事業者への配慮となるのではないか。

栄養表示の義務化にあたっては、計算値を活用した適切表示推進のための支援体制が必要であり、日本栄養士会としても全都道府県に設置している栄養ケア・ステーションを通じて万全の協力をしたいと考えている。

なお、表示にあたっては、表示値に添えてその根拠を明記するとともに、事業者には 書類の保管(計算値の場合はレシピ・配合割合等、分析値の場合はその報告書)及び 指導監督時の提示を義務づける。

### (3) 強調表示について

特定の栄養成分について「高い」、「低い」、「強化」、「低減」、またはそれに類する文言で強調している食品としては、「低カロリー」、「塩分控えめ」、「カルシウム強化」などの表示例がある。強調表示は、おもに従来食品(一般食品、同社〇〇)と比べてその増減を比較表示しているもので、任意ではあるが表示する場合は強調表示基準に則った表示をしなければならないものである。

強調表示は、その商品の特性として明確に栄養成分等の増減を示し、消費者の優位な 選択を求めるものともいえることから、事業者の責任においてその増減を明らかにする ことが求められる。よって、強調表示の根拠は分析値とするべきではないか。

#### (4) その他

惣菜、弁当、外食についてはガイドライン等を整備し、それに基づく任意表示を推奨 していくことが望ましい。

表示面積との関係では、義務項目についてはたとえ文字が小さくなっても容器包装への必須表示とするほうがよい。WEBによる情報提供では、消費者の選択の場面にその情報がないことになる。もちろん、任意表示項目についてはWEBの活用も重要である。

## 2 対象となる栄養成分について

義務表示の対象とする栄養成分等は、現行5項目に準じてエネルギー、たんぱく質、 脂質、炭水化物、食塩相当量が望ましい。このとき表示項目の優先されるものはエネル ギー、食塩相当量、脂質であるが、表示順は従前どおりとし変更は要しないとしてはど うか。

ナトリウムか食塩相当量かについては、消費者が利用可能な食塩相当量とするべきであろう。

ビタミン、ミネラル等の栄養成分は任意表示項目とし、事業者が表示を行う場合は 定められた基準に沿って行うものとする。

飽和脂肪酸は心疾患等血管イベントの発生抑制に有効であること、総糖類については 乳幼児期からの生活習慣病予防に重要な因子であることから、義務化としたいところで はあるが、当面任意表示としてガイドライン等により事業者の自主的な取り組みを進め ることがよいのではないか。

トランス脂肪酸については、日本では過剰摂取といえる状況にはないが、一部若年層で過剰摂取が見られるかもしれない。しかしながら、この改善は、表示に求めることよりも、栄養教育を推進していくことが有効と考える。いずれにせよ、現状ではすべて分析せざるを得ないことによる負担も大きいことから、ガイドラインに基づく任意表示として継続することでよいのではないか。

### 3 表示値の設定について

公的データベースの導入については、日本食品標準成分表との関係をどのように考えているのか、わかりづらい。消費者庁で集積したデータを独自にデータベース化するよりも、文部科学省 科学技術・学術審議会資源調査分科会で精査の上収載することが望まれる。